

草 生 発 第 1 6 0 3 号
平 成 2 7 年 4 月 8 日

草津市路上喫煙対策委員会
委員長 寺尾 敦史 様

草津市長 橋川 渉

草津市路上喫煙の防止に関する条例の施行に関する基本的事項について（諮問）

草津市路上喫煙の防止に関する条例第 8 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

路上喫煙禁止区域の拡大について

以上

(諮問理由)

路上喫煙禁止区域の拡大について

草津市では、路上喫煙の防止により、路上喫煙による身体および財産への被害の防止ならびに健康への影響の抑制を図り、もって市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、「草津市路上喫煙の防止に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、平成20年4月1日から施行しています。

また、平成20年10月に草津市路上喫煙対策委員会より提出された、「草津市路上喫煙の防止に関する条例に規定する路上喫煙禁止区域の指定等に関する考え方について」審議結果報告(意見書)を踏まえ、平成20年12月1日から、草津駅周辺および南草津駅周辺を路上喫煙禁止区域と定め、両駅の各出口にマナースペースを設け、啓発の拠点にするとともに、物品を用いた啓発をはじめ、日々の巡視活動などを実施してきました。

現在、これまでの啓発の効果により、路上喫煙者は減少しておりますものの、路上喫煙禁止区域を指定した時期と比較すると、人口増加に伴って、通行量も増加し、通行者の流れも変化してきております。

本市としては、現状を踏まえ、さらなる路上喫煙の防止を図るため、路上喫煙禁止区域の拡大を視野に入れ、再検討する時期にきていると考えています。

つきましては、以上のことを御賢察のうえ、路上喫煙禁止区域の拡大について、御審議を賜りますようお願い申し上げます。